

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市秋葉区	(略) 特別養護老人ホーム こうめの里 特別養護老人ホーム <u>やしろだ苑</u>	(略) 新潟市秋葉区小屋 場335-1 新潟市秋葉区矢代 田 <u>1234番地1</u>	新潟市秋葉区	(略) 特別養護老人ホーム こうめの里	(略) 新潟市秋葉区小屋 場335-1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。